

子育て世帯移住・就業等支援金

東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)から

佐渡市へ移住された子育て世帯で、一定の要件を満たした方に支援金

50万円を交付します

18歳未満のお子様や、これから生まれてくる赤ちゃんと一緒に移住される方

対象者



次の(1)~(4)のいずれにも該当する方

- (1) 佐渡市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ直前に、連続して1年以上、東京23区を除く東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)の条件不利地域[※]以外の地域に在住していた方
- (2) 令和6年4月1日以降佐渡市に転入し、3か月以上1年以内の方
- (3) 【就業】【専門人材】【起業】【テレワーク】【関係人口】のいずれかに当てはまること
 - ・【就業】新潟県が運営するマッチングサイト「新潟県企業情報ナビ」に移住支援金の対象として求人掲載している法人に新規就業した方
 - ・【起業】過去1年以内に「新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領」における起業支援金の交付決定を受けている方
 - ・【専門人材】プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方
 - ・【テレワーク】自己の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行う方
 - ・【関係人口】佐渡市にゆかりがある者(出身者・定住体験住宅の利用者)で、農林水産業又は家業等に就業される方
- (4) 18歳未満のお子様とともに移住した(移住元で妊婦の方が移住後出産された場合も含む)方

以下のいずれかに該当するときは支援金を返還していただく場合があります

【全額返還】

- (1) 補助金の申請日から3年未満に市外に転出した場合。
- (2) 補助金の申請日から1年以内に補助金の条件を満たす職を辞した場合。
- (3) 【テレワーク】又は【関係人口】の要件を満たす補助金の申請日から1年以内に要件を満たさなくなった場合。
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合。
- (5) 虚偽の申請等を行っていた場合。

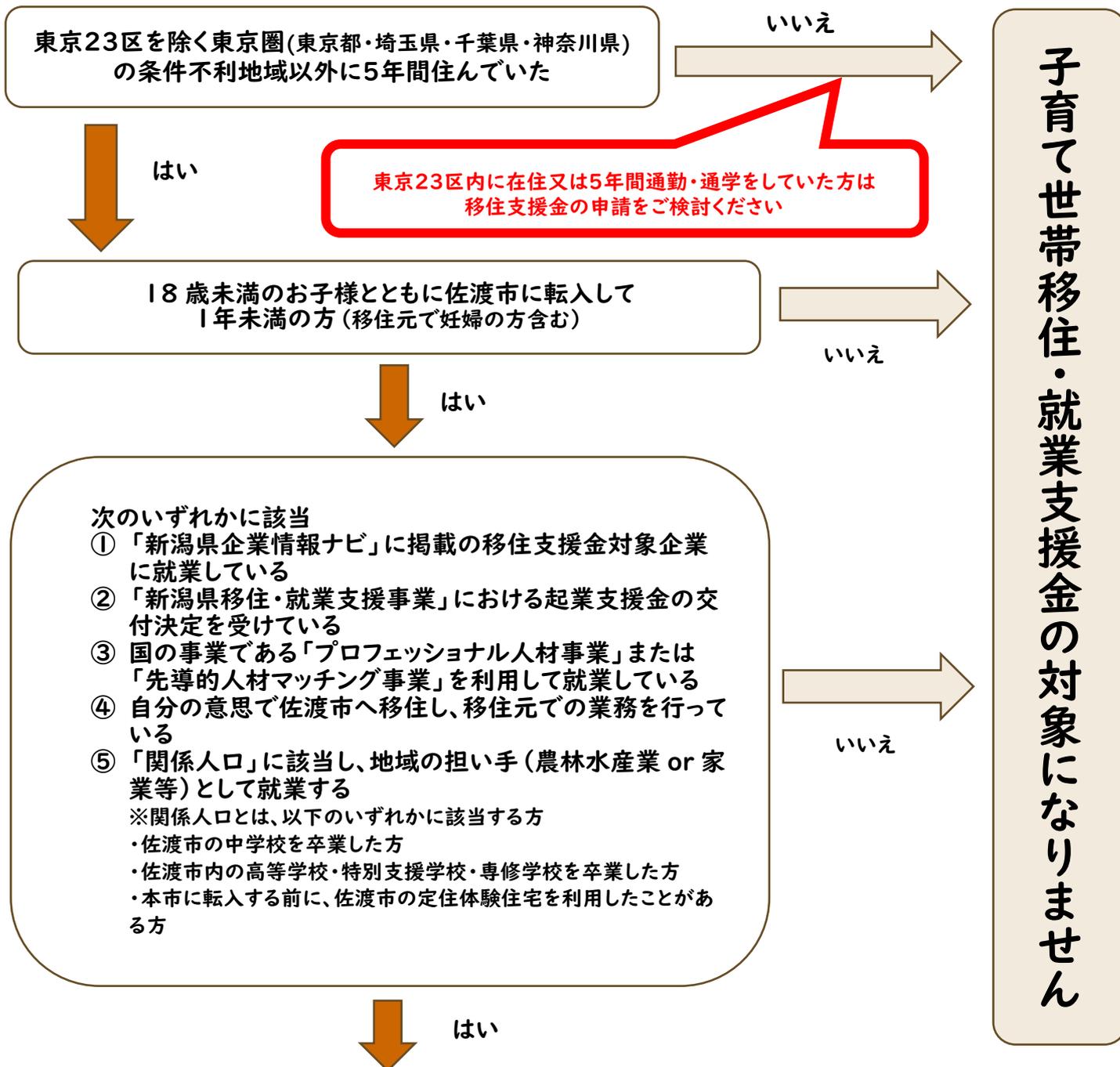
【半額返還】

補助金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合。

※条件不利地域一覧

東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県: 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村

子育て世帯移住・就業支援金フローチャート



子育て世帯移住・就業支援金の対象となる可能性があります

《制度・移住に関する申請・お問い合わせ先》

佐渡市役所 地域振興部 移住交流推進課

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232

TEL 0259-67-7153 E-mail:r-iju@city.sado.niigata.jp

さどくらしテラス(総合相談窓口)

TEL 080-2596-5371 E-mail:sado-iju@city.sado.niigata.jp

